

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(特定無線設備等)
第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕四十六 略

四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、同規則第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔四十七の二 略〕

四十七の三 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔四十八く七十七 略〕

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置	装	一	四 特定無線設備の種別	
	二 試験項目	三 測定器等	〔略〕	〔略〕
			第二条 第二号 第一項 第四十 七号の 七号の	第二条 第二号 第一項 第四十 七号の 七号の
			二の無	三の無

(特定無線設備等)
第二条 〔同上〕

〔一〕四十六 同上

四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの

〔四十七の二 同上〕

〔新設〕

〔四十八く七十七 同上〕

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置	装	一	四 特定無線設備の種別	
	二 試験項目	三 測定器等	〔同上〕	〔同上〕
			第一条 第一項 第四十 七号の	第一条 第一項 第四十 七号の
			二の無	二の無

隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロス コープ	[略]	[略]	[略]	[略]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[略]	[略]	[略]	[略]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音 計	[略]	[略]	[略]	[略]
局部発振器の周波数変 動	周波数計	[略]	[略]	[略]	[略]
ダイエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	[略]	[略]	[略]	[略]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[略]	[略]	[略]	[略]

〔注1〕23 略〕
〔イ 略〕

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四

隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロス コープ	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音 計	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
局部発振器の周波数変 動	周波数計	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
ダイエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

〔注1〕23 同上〕
〔イ 同上〕

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四

十七号の二、第四十七号の三、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、第四十九号の二十七第三項第四号、第五十四号第二号ヘからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

【一・三 監】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
【略】	
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	VU
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備	UO
【略】	

【5 略】

十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、第五十四号第二号ヘからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

【一・三 同五】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
【同左】	
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	VU
【同左】	

【5 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。